

男性の育休改善へ法整備 自民議連が検討

男性の育児休業取得を推進する自民党の「男性の育休義務化」を目指す議員連明は、男性社員から申請がなくても企業側が育休を取らせる制度を新設する検討に入りました。

厚生労働省の発表では、18年度の男性の育休取得率は6.16%で、また、取得日数は「5日未満」との回答が約6割とのこと。政府は20年に男性の育休取得率を13%に引き上げる目標を掲げていますが、取得率を引き上げることに躍起になり、取得日数については1日だけしか認めないなど、実態に合わない企業も少なくないとのこと。

最近では、小泉新次郎環境相が育休取得を検討していることについて賛否両論が巻き起こり、メディアでも取り上げられています。

男性社員が育休を取得することに対する嫌がらせを

「パタニティーハラスメント(パタハラ)」といいます。

議連は、このパタハラ対策や、人手不足に悩む中小企業に配慮する対策が必要としています。

皆様は、男性が育児休業を取得することをどのように感じますか？



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。